

表彰規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）は、バレーボールの健全な普及・発展に特に顕著な功績のあった個人または団体等に対し、表彰決定を行うにあたり、推薦手続きおよび表彰基準について定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 本規程に定める表彰の範囲は次のとおりとする。

- (1) 功労者表彰Ⅰ
- (2) 功労者表彰Ⅱ
- (3) 功労団体表彰
- (4) 優秀選手・チーム
- (5) その他バレーボール競技の普及・発展に多大な貢献をした個人および団体

(表彰基準)

第3条 各表彰の基準は次のとおりとする。

Ⅰ 功労者Ⅰ

(1) 役員経歴表彰

本協会若しくは本協会に加盟する全国的に組織されたバレーボール競技団体の役員または本協会の委員会委員の立場から、日本のバレーボールの普及・発展に著しい功績のあった者で、原則として当該関係歴が20年以上ある者。

(2) 指導者経歴表彰

全国的・国際的規模の競技会レベルの指導者としてバレーボールの競技人口の拡大または競技水準の向上に著しい功労のあった者で、原則として当該関係歴が30年以上ある者。

Ⅱ 功労者Ⅱ

(1) 役員経歴表彰

各都道府県を代表するバレーボール協会（以下「加盟都道府県協会」という。）の役員および委員会委員長の立場から、各都道府県のバレーボールの普及・発展に著しい功績のあった者で、原則として当該関係歴が20年以上ある者。ただし、加盟都道府県協会の下部組織の役員等は対象外とする。

(2) 指導者経歴表彰

都道府県大会レベルの指導者として、バレーボールの競技人口の拡大または、競技水準の向上に著しい功労のあった者で、原則として当該関係歴が30年以上ある者。

(3) 功労者ⅠおよびⅡの表彰適用条件は、次の通りとする。

- ① 功労者の役員経歴において名誉職の期間は関係歴の対象外とする。また、役員関係歴および指導者関係歴の合算は認めないため、各表彰区分の表彰基準を満たしていなければならない。
- ② 功労者については、表彰推薦年度の4月1日現在で年齢が60歳以上の者とする。ただし、本協会の評議員、理事、監事、委員会委員として在任中の者

を除く。

- ③ 加盟団体からの推薦は、原則として1回の表彰につき1団体1名以内とする。ただし、MRS 個人登録数やチーム登録数によって加盟都道府県協会に限り、1団体複数名の推薦を行うことができる。
- ④ 指導者経歴については主にスタッフとしてベンチ入りしていた期間を対象とする。
- ⑤ 過去に一度表彰されている者は表彰候補者の対象外とする。

3 功労団体

本協会が推進する事業に対し、長年にわたり積極的に協力して顕著な成果を上げ、本協会の発展に著しく貢献した団体等。

4 優秀選手・チーム

各大会の定めによるものとする。

5 その他バレーボール競技の普及・発展に多大な貢献をした個人および団体

全国的・国際的規模の競技会の開催や本協会事業の推進に積極的に協力し、本協会の発展に尽力した個人もしくは団体。

(表彰決定)

第4条 「功労者Ⅰ」、「功労団体」は、原則として毎年1回とする。会長名にて表彰推薦を依頼し、表彰候補者を募るものとする。表彰委員会で審査を経て、3月の理事会で表彰決定を行う。

2 「功労者Ⅱ」は、原則として四半期に1回とする。表彰推薦の依頼は都度行わないため、推薦書が提出された直近で開催される表彰委員会で表彰決定の上、理事会に報告する。

3 「優秀選手・チーム」については、当該大会実行委員会等が審査・決定する。

4 「その他バレーボール競技の普及・発展に多大な貢献をした個人および団体については、必要が生じたとき、表彰委員会で審査・決定する。

(推薦方法)

第5条 「功労者Ⅰ・Ⅱ」および「功労団体」の推薦は、本協会および加盟団体が所定の推薦様式ならびに経歴を追える資料を添えてメール等の電磁的方法により表彰委員会に提出する。

2 「優秀選手・チーム」についての推薦方法については当該大会実行委員会等が別途定める

3 「その他バレーボール競技の普及・発展に多大な貢献をした個人および団体」については、本協会および加盟団体が所定の様式に記載し、表彰委員会にメール等の電磁的方法により提出する。

(表彰品および表彰の時期)

第6条 「功労者表彰」および「功労団体」の表彰は本協会より表彰状および記念品等を授与する。表彰伝達については、各推薦加盟団体にて行う。なお、表彰品の贈呈は毎年6月に開催される加盟団体代表委員総会時とする。

2 「優秀選手・チーム」については表彰状を授与し、適時表彰する。

3 「その他バレーボール競技の普及・発展に多大な貢献をした個人および団体については感謝状を授与し、随時表彰する。

(表彰対象者について)

第7条 表彰を受けるべき者が、表彰の前に死亡したときは、表彰委員会に諮り、生前さかのぼって表彰を行うことができる。

2 表彰を受けるべき者が、体罰、暴力、ハラスメントなどのコンプライアンス事由での処分歴、現在および過去においての指導状況等も表彰の審査対象とする。

(表彰事務)

第8条 表彰に関する事務手続は、事務局がこれを行う。

附則

1 本規程は2011年4月1日から施行する。

2 本規程は2014年10月20日から施行する。

3 本規程は2016年6月7日から施行する。

4 本規程は2026年1月28日から施行する。

なお、附則に定められていた「第2条1.(1)①「功労者Ⅰ」、(1)②「功労者Ⅱ」並びに第2条1.(2)「功労団体」の表彰については本会にて執り行う。」および「表彰式等に出席のための旅費は、推薦母体または個人で負担する。」項目は削除する。